

新型コロナウイルス関連 離職者等職業訓練助成金について

～ ハロートレーニング 急がば学べ ～

支給対象者

以下の①かつ②の条件を満たす人

①新型コロナの影響で離職した人（倒産・解雇・雇い止め）

（新型コロナの影響によらない自己都合退職や長期離職者は支給対象外）

②県内に居住し、県が指定する職業訓練（※）を受講する求職者（ハローワークの受講推薦を受けた方）で、職業訓練開始時において、雇用保険の給付（いわゆる失業手当）や職業訓練手当など（類似する給付を含む）の支給を受けていない方。

※県立高等技術専門校または鹿児島障害者職業能力開発校が行う委託訓練（長期高度人材育成コースは除く）

支給額

日額 4,000円

※ 職業訓練を受講した日数に応じて支給します。
（訓練を欠席した日分は支給しません。）

支給の時期

職業訓練を受講した翌月末までに指定の口座へ振り込みます。

申請

職業訓練の受講決定後、県立高等技術専門校または鹿児島障害者職業能力開発校より詳細について御説明します。

申請には、申請書、住民票、払込先口座を確認できる通帳等の写し及び受講推薦通知書の写しが必要となります。

その他

訓練の申込み手続きは、管轄のハローワークで行ってください。
対象となる職業訓練など詳細については、下記へお問い合わせください。



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

【問い合わせ先】

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課 公共訓練係
電話 099-286-3021（直通）
FAX 099-286-5582
E-mail koukun@pref.kagoshima.lg.jp